

長岡区セーフコミュニティ推進協議会規程

(設置)

第1条 長岡区民と区内組織・団体等との協働によるセーフコミュニティの取組みを通じて、区民が連帯と絆を深め安全安心に暮らすことができる地域づくりを推進するため、長岡区セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) セーフコミュニティに関する実施計画を立てる。
- (2) 実施計画に基づく取組みを推進し、点検・評価を行い必要な対策を講じる。
- (3) セーフコミュニティ推進状況や結果を区民に周知し、区民の意見を活動に反映する。
- (4) その他、目的達成に必要な取組みの実施

(役員)

第3条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 顧問は、1人とし区長をもって充てる。
- (2) 会長は、区長が委嘱する。
- (3) 会計は、区長代理をもって充てる。
- (4) 事務局長は、区会議員の中から会長が委嘱する。
- (5) 事務局次長は、2人とし、会長は分館長1人及び区会議員の中から1人を委嘱する。
- (6) 事務局員は、各対策部長及び代議員の中から4人を会長が任命・委嘱する。

(役員職務)

第4条 役員職務は以下の通りとする。

- (1) 会長は、会務を総括し、協議会を代表して執行する。
- (2) 事務局長は、会長を補佐するとともに、事務局を代表して職務を遂行する。
又、協議会の円滑な運営を図るため、区長の承認を得て区会に業務の補佐を求めることができる。
- (3) 事務局次長は、事務局長を補佐するとともに、事務局員と協力して職務を遂行する。
- (4) 事務局員は、総務全般を遂行するとともに、事務局員である対策部長は各対策部会の活動を統括し、活動の計画・推進に務める。
- (5) 会計は、会計業務全般を遂行する。

(任期)

第5条 役員任期は、次の通りとする。

- (1) 役職をもって充てられた役員任期は、原則としてその役職にある期間とする。
- (2) 上記に該当しない役員任期は、原則として2年とするが再任することができる。
- (3) 役員に欠員が生じた場合は、会長が後任を任命・委嘱して、その任期は前任者の残任期

間とする。

(対策部会の構成及び活動内容)

第6条 協議会の活動を遂行するために、次の対策部会を設置する。

(1) 対策部会は、関係する団体等の代表者、又は所属員をもって構成する。

各対策部会の部長は、区会関係の委員を除く委員の互選によって選出する。

又、副部長は区代議員の中から選出する。

(2) 各対策部会と活動内容

① 交通安全対策部会

ア 構成団体 交通安全協会長岡支部 箕輪中学校PTA 東小学校PTA 東みのわ
保育園保護者会 東小学校見守り隊 長岡区(代議員2人) 青少年健全
育成協議会

イ 活動内容 ・区民(特に、幼児、児童生徒、及び高齢者)が交通事故にあわないよう
にする対策
・区民が交通事故を起こさない(起こしにくい)対策
・子どもの安全を守る対策

② 暮らしの安全対策部会

ア 構成団体 民生児童委員 消防第6分団1班 日赤奉仕団 長岡分館(分館長以外)
長寿クラブ 長岡区(代議員2人)

イ 活動内容 生活上の不自由、不都合等への対策

(3) ただし、必要に応じて適宜改定できるものとする。

(会議)

第7条 会議は、全体会議、役員会議、及び対策部会議により構成する。

(1) 全体会議

① 全体会議は、役員と各対策部会の構成委員とし、会議は会長が招集し、会長が議長を務める。

② 全体会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

③ 全体会議では、次に掲げる事項について議決を行う。

ア 事業計画(活動計画)及び予算

イ 事業報告(活動報告)及び決算

ウ 規程の改正

エ その他会長が付議した事項

(2) 役員会議

① 役員会議は、必要に応じ会長が招集し、事務局長が議長を務める。

② 役員会議では、次に掲げる事項について審議を行う。

ア 事業計画(活動計画)及び予算

イ 事業報告（活動報告）及び決算

ウ 規程の改正案

エ その他会長が付議した事項

(3) 対策部会義

- ① 対策部会義は、必要に応じ対策部長が招集し、部長が議長を務める。
- ② 事業計画（活動計画）を立案し活動を行い、点検・評価を経て更なる対策を講じる。
- ③ 役員会議に提出する事業計画、及び予算、事業報告及び決算の取りまとめを行う。

(会計)

第8条 協議会の経費は町及び区からの補助金及び寄付金等をもって充てる。

2 会計年度は3月1日に始まり、翌年2月末日をもって終了する。

(委任)

第9条 本規程において定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附則

この規程は、平成28年12月13日から施行する。

※確認事項

活動の基本的な考え方

- ・所属する各組織は独自にそれぞれの組織の活動を行う。
 - ・事務局は各組織の活動を把握し、協議会としての整合性を図る。
 - ・活動は各組織との連携を密にし、重複、漏れの無い様にする。
 - ・全体で行う事業については区（合同会）で周知取りまとめを行い、各組織に係る事項は各組織に一任する。
 - ・組織内のみで全体に周知できない事項については、協議会の総意として区民に周知できるようにする。
 - ・広報などを発行し区民に周知を図る。
 - ・長岡地区社会福祉協議会（以下「地区社協」と言う）との意思疎通を図り、各々の活動が重複しないように、地区社協が行わない活動を展開する。
- <例> 高齢者の見守り、付き添いなど ⇒ 地区社協
命のカプセル配布など ⇒ 協議会